シェアサイクルの導入促進に係る税制特例の活用に関するガイドライン

令和５年４月

国土交通省　道路局

はじめに

シェアサイクルは、通勤・通学、買い物等の日常利用や観光目的の利用をはじめとして、地域住民や来訪者の広範な移動目的に利用されており、不特定多数の者の移動手段としての特性を有しています。各地においても、公共交通の機能補完、地域の活性化、観光戦略の推進、環境負荷の低減、放置自転車の削減など、様々な社会的課題を解決する目的で導入されており、公共性を有する交通手段といえます。

国においても、自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）により定められる「自転車活用推進計画」に基づき、シェアサイクルの普及促進を図ってきたところですが、更なる普及促進に向けては、特に事業導入期における収益の確保等、持続可能な事業運営の在り方の課題も存在しています。そこで、シェアサイクル事業に対する支援の一つとして、令和３年度税制改正以降、シェアサイクルの導入促進に係る固定資産税の特例措置を講じているところです。

本特例の効果的かつ適切・円滑な運用のためには、事業を実施しようとするシェアサイクル事業者の方々やその関係者はもちろん、計画への位置付け等の事務を担う市町村の方々に対しても、制度の運用に当たっての指針が必要と考えられることから、今般、本ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインが、シェアサイクルの導入促進に係る税制特例を活用しようとする方々の手引きとなり、全国各地においてシェアサイクルの普及が更に促進されることを期待いたします。

目次

第１章　税制特例の活用について
　１．制度の概要
　２．税制特例の要件
　　（１）要件１：市町村自転車活用推進計画への位置付けについて
　　（２）要件２：都市機能誘導区域
　　（３）要件３：使用状況のシステム管理
　　（４）要件４：旅客施設・誘導施設からの距離
　　（５）要件５：ラックの数
　　（６）要件６：充電設備
　３．税制特例の適用手続き

第２章　Ｑ＆Ａ

第３章　税制特例関係条文

様式記載例
　別添１　市町村自転車活用推進計画
　別添２　税制特例適用申請書
　　別添２－１　申請書本体
　　別添２－２　自転車駐車場（シェアサイクルポート）の配置図面
　　別添２－３　自転車駐車場（シェアサイクルポート）の一覧
　　別添２－４　システムの表示画面
　　別添２－５　着工前及び竣工写真
　　別添２－６　対象償却資産の明細

第１章　税制特例の活用について

１．制度の内容

特例措置の期間中（※）に新たに取得されたシェアサイクルポートの設置物・附属物（償却資産）について、３年間、固定資産税の課税標準を３／４とする特例が措置されております。

※p.11の「Q2」を御確認ください。

[特例適用者]

シェアサイクル事業の実施主体又は運営主体（シェアサイクルポートの償却資産の所有者）

※シェアサイクルとは、一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点（シェアサイクルポート）において、自転車を自由に貸出・返却できる交通手段を指します。レンタサイクルとは異なり、借りた場所と異なる任意のシェアサイクルポートに返却することができます。

[特例の対象となる償却資産]（地方税法施行規則第６条第８０項に掲げるもの）

シェアサイクルポート（申告書上は「自転車駐車場」と記載）に設置される以下の設備

○電動アシスト自転車

○自転車駐車器具（道路法施行令第１１条の１０第１項に規定する自転車駐車器具）

※電動アシスト自転車は、後述する【要件１～３】に合致するシェアサイクル事業の用に供されるものを条件とします。

※自転車駐車器具は、シェアサイクルポート上に設置された設備を指し、以下の設置物を含みます。

- 専用ラック
- 登録機（会員登録、貸出・返却管理、精算のいずれの用途に用いるもの）
- 充電設備（電動アシスト自転車の充電に用いるもの）
- 雨除け
- ガードパイプ
- その他、自転車を駐車させるために必要なシェアサイクルポート上の器具

[特例の内容]

「２．税制特例の要件」を満たす上記の償却資産について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年間、固定資産税の課税標準を３／４に軽減

２．税制特例の要件

税制特例の措置の適用を受けるには、シェアサイクル事業やシェアサイクルポートについて、以下の全ての要件を満たすことが必要となります。

＜シェアサイクル事業の要件＞

【要件１】市町村自転車活用推進計画への位置付け

特例措置を受けようとするシェアサイクル事業が、市町村の市町村自転車活用推進計画（自転車活用推進法第１１条第１項）に定められた事業であること

【要件２】都市機能誘導区域

特例措置を受けようとするシェアサイクル事業が、【要件１】の市町村自転車活用推進計画を定めた市町村が作成した立地適正化計画（都市再生特別措置法第８１条第１項）に記載された都市機能誘導区域内で行われる事業であり、都市機能誘導区域内において１０以上のシェアサイクルポートを用いて行うものであること

【要件３】使用状況のシステム管理

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用したシェアサイクルポートの使用状況を管理するシステムを用いた事業であること

＜シェアサイクルポートの要件＞

【要件４】旅客施設・誘導施設からの距離

シェアサイクルポートが都市機能誘導区域内に存在し、かつ、旅客施設（※1）又は誘導施設（※2）から 150m以内に存在すること。

（※１）旅客施設：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２条第６号に規定。「鉄道駅」「軌道停留場」「バスターミナル」「旅客船ターミナル」「航空旅客ターミナル施設」の５つを指す。

（※２）誘導施設：都市再生特別措置法第８１条第２項第３号に規定。都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（商業施設、医療施設等、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）を指す。

【要件５】ラックの数

同一の旅客施設又は誘導施設から 150m以内の区域におけるラック数が 25 以上であること。（２以上のシェアサイクルポートの合計でも可）

【要件６】充電設備

シェアサイクルポートが、電動アシスト自転車に充電するための設備（充電設備）を有すること。

以下、それぞれの要件について説明します。

（１）要件１：市町村自転車活用推進計画への位置付けについて

市町村自転車活用推進計画には、少なくともシェアサイクル事業の事業名が記載されていることが必要です。

そのうえで、市町村自転車活用推進計画に具体的な事業内容（事業者名等）が記載されていない場合は、申告書類として、市町村と事業者の協定書や事業概要書等を添付することが必要となります。

（２）要件２：都市機能誘導区域

都市機能誘導区域において、１０以上のシェアサイクルポートを用いて行う事業であることが必要です。なお、シェアサイクル事業におけるすべてのシェアサイクルポートが都市機能誘導区域内に存在する必要はありません。

※シェアサイクルポートの数え方は、【要件３】システム管理上のポートの区別に基づくものとします。

（３）要件３：使用状況のシステム管理

　シェアサイクルポートにおけるシェアサイクルの自転車の貸出・返却の状況（ポートの自転車の台数）について、リアルタイムに把握できるシステムがあることが必要です。
　※利用者が使用するアプリ等のシステムでも差し支えありません。

＜イメージ＞使用状況のシステム管理

（４）要件４：旅客施設・誘導施設からの距離

　特例措置の適用を受けようとする償却資産が存在するシェアサイクルポートが、都市機能誘導区域内に存在し、かつ、旅客施設又は誘導施設から 150m以内に存在することが必要です。
　「旅客施設又は誘導施設から 150m以内に存在する」という条件については、一般の利用者が利用する建物の出入り口のいずれかを起点とした場合に、ポートまでの直線距離が 150m以内であれば満たすこととします。

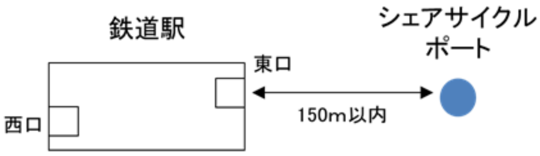

＜イメージ＞旅客施設・誘導施設からの距離

（５）要件５：ラックの数

　特例措置の適用を受けようとする償却資産が存在するシェアサイクルポートが、以下の①又は②のいずれかの条件を満たすことが必要です。

①シェアサイクルポートに設置されたラックの数（新たに取得されたものを含む）が 25以上であること

②旅客施設又は誘導施設から半径 150mの円で囲まれる区域内に整備される各シェアサイクルポート（特例措置の適用を受けようとする償却資産が存在するシェアサイクルポ

ートを含む）のラックの数（新たに取得されたものを含む）の合計が 25 以上であること

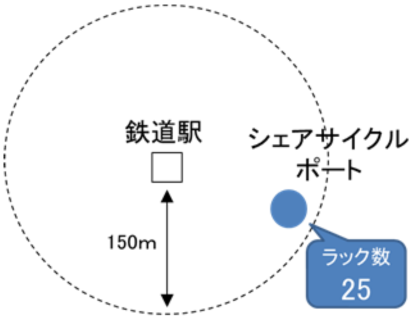

＜イメージ＞ラックの数の条件①に適合

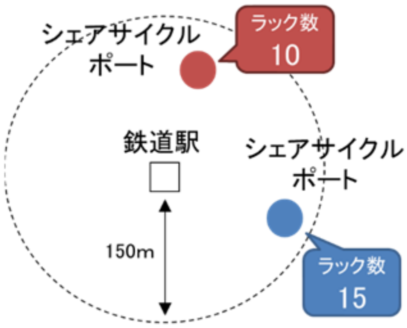

＜イメージ＞ラックの数の条件②に適合

（６）要件６：充電設備

特例措置の適用を受けようとする償却資産が存在するシェアサイクルポートが、電動アシスト自転車に充電するための設備（充電設備）を有することが必要です。
充電設備は、利用者が自転車をラックに差し込むことで、ワイヤレス給電等により自転車が自動的に充電される設備であることが必要です。

３．税制特例の適用手続き

（１）申請書類の提出

税制特例の適用を受けるためには、シェアサイクル事業の実施主体又は運営主体が、市町村の自転車施策・シェアサイクル施策担当部署に対し、以下に記載の書類を提出の上、税制特例の対象となる償却資産であることを明らかにするための市町村長の証明を受ける必要があります（地方税法施行規則附則第６条第８０項）。

○　税制特例の適用を受けようとする事業の市町村内における自転車駐車場の位置が記載されている図面その他の書類

（以下①～⑤がわかるもの。

①立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の範囲

②税制特例の適用を受けようとする償却資産（自転車を除く。）が存在する自転車駐車場とそうでないものの別
③各自転車駐車場の付近（直線距離 150㎜以内）の誘導施設・旅客施設との直線距離
④各自転車駐車場に存在する（新たに取得されたものを含む。）自転車を駐車させるために必要な車輪止め装置の数
⑤各自転車駐車場に存在する（新たに取得されたものを含む。）自転車に充電するための装置の有無）

○　税制特例の適用を受けようとする事業において用いられる、情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステムの表示画面

○　着工前及び竣工写真（自転車については、自転車駐車場に設置されている状態の写真）

○　対象償却資産の明細がわかる書類　（償却資産の取得年月、取得価額、耐用年数、所在する自転車駐車場の別等がわかるもの）

○　その他市町村長が必要と認める書類

※申告書の様式は、別添２をご確認ください。

（２）市町村（シェアサイクル施策担当部署）による確認

市町村のシェアサイクル施策担当部署は、提出された申請書類及び税制特例の適用要件が備わっているかの確認を行います。（この際、税制特例の要件を満たしていることを確認することが必要です。）

確認後、税制特例適用申請書に捺印の上、申告主体たるシェアサイクル事業の実施主体又は運営主体に交付します。

（３）市町村（課税担当部署）への税制特例適用申請書の提出

交付された書類は、市町村の指示に従い、課税担当部署（固定資産税担当課）に提出してください。なお、申告主体たるシェアサイクル事業の実施主体又は運営主体は、税制特例の活用についてあらかじめ各市町村の課税担当部署に相談するとともに、各市町村のシェアサイクル施策担当部署は、手続が円滑に進むよう、課税担当部署との十分な調整をお願いいたします。また、シェアサイクル事業の実施主体又は運営主体は、シェアサイクルポートやラックの数、充電設備の有無等、税制特例の要件に関わる事業内容の変更があっ

た場合には、遅滞なくシェアサイクル施策担当部署及び課税担当部署に連絡するようお願いいたします。

第２章　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　本特例措置により固定資産税の軽減を行った場合、地方交付税の算定上はどのように扱われますか。

Ａ１　これまでの取扱いとして、地方税法上措置された固定資産税の課税標準の特例については、「普通交付税に関する省令」において、普通地方交付税の基準財政収入額の算定に当たり、その収入見込額から控除される項目となっております。

詳細は各都道府県市町村担当課又は総務省自治財政局交付税課までお問い合わせください。

Ｑ２　シェアサイクルポートの設備の修繕を行った場合も対象となりますか。

Ａ２　設備の修繕は対象となりません。特例措置の期間中（令和３年４月１日から令和７年３月 31 日まで）に新たに取得された償却資産のみが対象となります。

Ｑ３　購入により取得するもの以外に、自ら製作して固定資産計上する設備は対象となりますか。

Ａ３　自ら製作するものも対象となります。

Ｑ４　現在、市町村自転車活用推進計画、立地適正化計画を策定中ですが、対象となりますか。

Ａ４　固定資産税の賦課期日（毎年１月１日）において、市町村自転車活用推進計画あるいは立地適正化計画が策定され、要件を満たした状態であれば、特例措置の対象となります。

Ｑ５　周辺市町村と共同で市町村自転車活用推進計画を策定している場合でも、対象となりますか。

Ａ５　税制特例の適用を受けようとする事業が計画に位置付けられていれば、複数の市町村で計画を策定している場合でも対象となります。

地方税法	地方税法施行令	地方税法施行規則
附　則 （固定資産税の課税標準の特例） 第十五条 41　自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第十一条第一項に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた自転車を賃貸する事業で政令で定めるものを行う者が令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。	附　則 （固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲） 第十一条 46　法附則第十五条第四十一項に規定する自転車を賃貸する事業で政令で定めるものは、同項に規定する市町村自転車活用推進計画を定めた市町村が作成した都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内で行われる事業で総務省令で定めるものとする。	附　則 （政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等） 第六条 79　政令附則第十一条第四十六項に規定する事業で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされたものとする。 一　当該事業が行われる政令附則第十一条第四十六項に規定する都市機能誘導区域内において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。 二　情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステムを用いて行うものであること。 80　法附則第十五条第四十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。 一　自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る。） 二　自転車駐車器具（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具をいう。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの イ　前項に規定する事業が行われる政令附則第十一条第四十六項に規定する都市機能誘導区域にある誘導施設（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設をいう。）又は旅客施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号に規定する旅客施設をいう。）を中心とする半径百五十メートルの円で囲まれる区域内にある自転車駐車場（一の当該区域内に整備される自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置の数の合計が二十五以上であるものに限る。）の用に供されるものであること。 ロ　自転車に充電するための設備を有するものであること。

＜問い合わせ先＞

国土交通省道路局参事官
TEL：03-5253-8497

【別添２－１】

（市町村長）　　殿

申請年月日
申請者住所　（事業所）
氏　　　名（名　称）

地方税法施行規則附則第6条第 79 項各号に掲げる要件を満たす事業の用に供する
同条第 80 項各号に掲げる償却資産であることの証明申請書

下記の償却資産が、地方税法附則第 15 条第 41 項の規定の適用を受ける償却資産として、地方税法施行規則附則第6条第 79 項各号に掲げる要件を満たす事業の用に供する同条第 80 項各号に掲げる償却資産であることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

１．対象償却資産

償却資産の名称	数量

２．地方税法施行規則附則第6条第 79 項各号に掲げる要件を満たす事業の用に供する同条第 80 項各号に掲げる償却資産であることが確認できる書類（添付）

□　税制特例の適用を受けようとする事業の市町村内における自転車駐車場の位置が記載されている図面その他の書類

（以下①～⑤がわかるもの。
①立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の範囲
②税制特例の適用を受けようとする償却資産（自転車を除く。）が存在する自転車駐車場とそうでないものの別
③各自転車駐車場の付近（直線距離 150m 以内）の誘導施設（※1）・旅客施設（※2）との直線距離
④各自転車駐車場に存在する（新たに取得されたものを含む。）自転車を駐車させるために必要な車輪止め装置の数
⑤各自転車駐車場に存在する（新たに取得されたものを含む。）自転車に充電するための装置の有無

（※1）誘導施設：都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（商業施設、医療施設等、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）

（※2）旅客施設：「鉄道駅」「軌道停留場」「バスターミナル」「旅客船ターミナル」「航空旅客ターミナル施設」の5つ）

□　税制特例の適用を受けようとする事業において用いられる、情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステムの表示画面

□　着工前及び竣工写真（自転車については、自転車駐車場に設置されている状態の写真）

□　対象償却資産の明細がわかる書類（上記「1.」記載の償却資産の取得年月、取得価額、耐用年数、所在する自転車駐車場の別等がわかるもの）

□　その他市町村長が必要と認める書類

上記の固定資産は、地方税法附則第 15 条第 41 項の規定の適用を受ける償却資産として、地方税法施行規則附則第6条第 79 項各号に掲げる要件を満たす事業の用に供する同条第 80 項各号に掲げる償却資産であることにつき、証明する。ただし、本証明申請書に記載した事項及び添付した書類に変更があった場合は、この限りでない。

年　　月　　日

（市町村長）　　印

税制特例の適用を受けようとする事業の市町村内における自転車駐車場の位置が記載されている図面	
・都市機能誘導区域内の自転車駐車場の数　（　　　　　　　）	・税制特例の適用を受けようとする償却資産（※）が存在する自転車駐車場の数（　　　　　　　）

図面イメージ

都市機能誘導区域の範囲

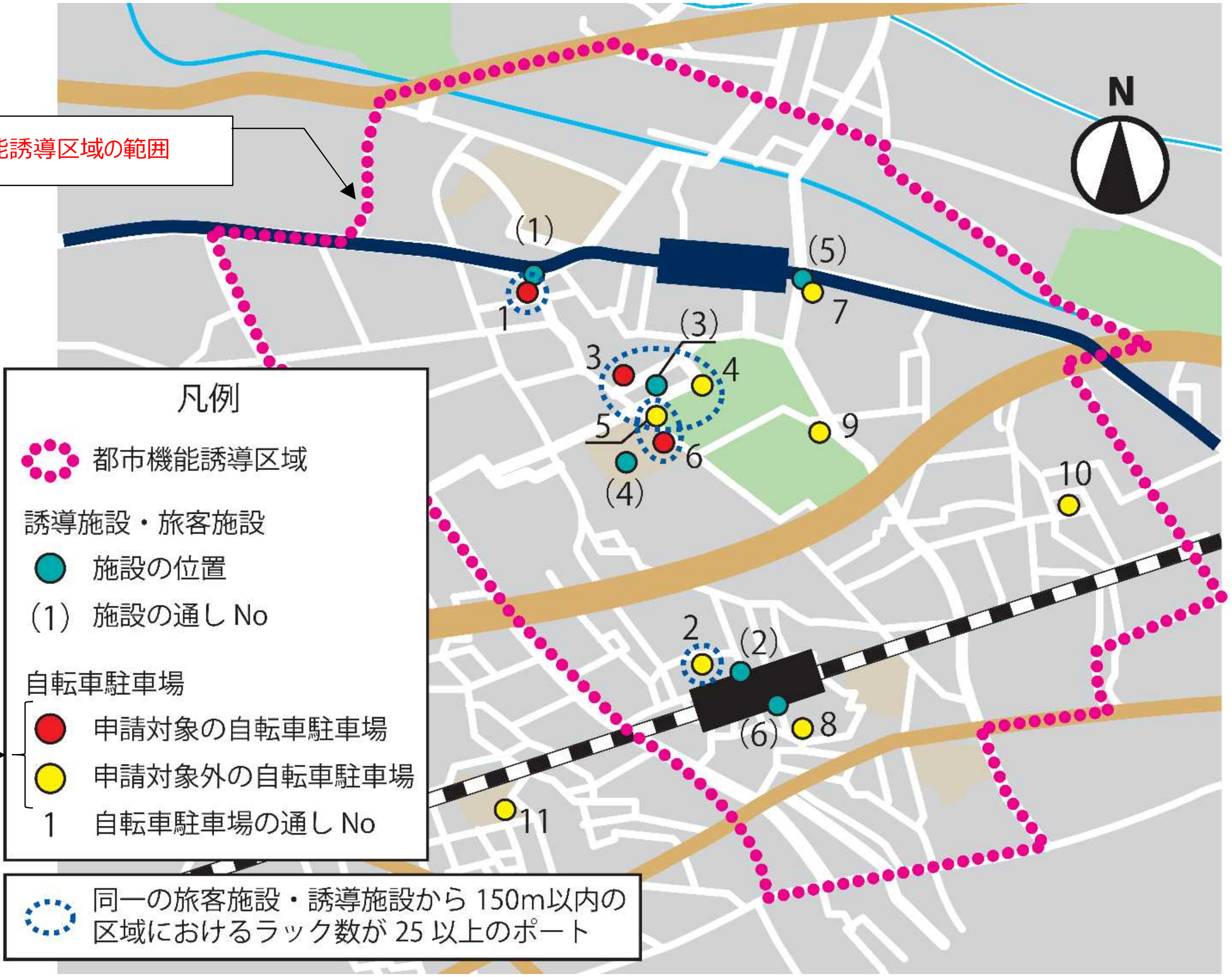

税制特例の適用を受けようとする償却資産（※）が存在する自転車駐車場とそうでないものの別

（※）自転車を除く

各自転車駐車場に存在する（新たに取得されたものを含む。）自転車に充電するための装置の有無がわかるもののイメージ（写真や図面）

画像イメージ

黄色で着色されたエクセルに入力すること

・自転車駐車場の使用状況を管理するシステム名

・自転車駐車場の立地

a	b	c	d	e	f	g	h	i
自転車駐車場の 通しNo	aの自転車駐車場名	aが 都市機能誘導区域内に 存在するか否か	a付近 (150m以内)の 誘導施設・ 旅客施設の 通しNo	dの誘導施設・旅客施設の名称	aからd までの 直線距離 (m)	aの車輪止め 装置の数	aの自転車に 充電するため の設備の有無	税制特例の適用を 受けようとする 償却資産 （自転車を除く）の有 無
数値を入力（1、2、…） 注)別添2-2の図面と整合させること。 **注2)1ポートにつき複数の誘導施設・旅客施設から150m以内となる場合、行を分けて記入すること。**	**記入（〇〇ポート　等）** 注)新設等により名称が無い場合、仮称も可とする。	**選択** 0.都市機能誘導区域外 1.都市機能誘導区域内	**数値を入力（1、2、…）** 注)別添2-2の図面と整合させること **注2)条件に合致する誘導施設・旅客施設が複数存在する場合、行を分けて記入すること。**	**記入（△△駅　等）** 注)鉄道駅等で地上出口が複数存在する場合、該当する出口を記入すること。 注2)条件に合致する誘導施設・旅客施設が複数存在する場合、行を分けて記入すること。	**数値を入力（90、100、…）** 注)m単位で記入すること。 注2)条件に合致する誘導施設・旅客施設が複数存在する場合、行を分けて記入すること。	**整数で記入**	**選択** 0.無 1.有	**選択** 0.無 1.有
例	(仮称)第一〇〇ポート	1.都市機能誘導区域内	例	□□駅 A3a出口	90	30	1.有	1.有

■別添２－３の様式の記入例および解説

記入例

・自転車駐車場の使用状況を管理するシステム名

〇〇社 シェアサイクルポート管理システム

システムが異なるシェアサイクルポート（自転車駐車場）を同時に申請する場合は、別シートを作成すること

要件：**情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステム**を用いて行う事業

税制特例の適用を受けようとする償却資産（自転車を除く）

・自転車駐車場の立地

a	b	c	d	e	f	g	h	i
自転車駐車場の通しNo	aの自転車駐車場名	aが都市機能誘導区域内に存在するか否か	a付近(150m以内)の誘導施設・旅客施設の通しNo	dの誘導施設・旅客施設の名称	aからdまでの直線距離(m)	aの車輪止め装置の数	aの自転車に充電するための設備の有無	税制特例の適用を受けようとする償却資産（自転車を除く）の有無
1	(仮称)第一〇〇ポート	1.都市機能誘導区域内	1	□□駅 A3a出口	90	30	1.有	1.有
2	△△駅前ポート	1.都市機能誘導区域内	2	△△駅 北口	140	25	0.無	0.無
3	(仮称)△△バスターミナル前ポート	1.都市機能誘導区域内	3	△△バスターミナル	100	8	1.有	1.有
4	××公園前第一ポート	1.都市機能誘導区域内	3	△△バスターミナル	120	12	0.無	0.無
5	××公園前第二ポート	1.都市機能誘導区域内	3	△△バスターミナル	100	8	1.有	0.無
5	××公園前第二ポート	1.都市機能誘導区域内	4	□□デパート	100	8	1.有	0.無
6	□□デパート前ポート	1.都市機能誘導区域内	4	□□デパート	20	20	1.有	1.有
7	××駅前ポート	1.都市機能誘導区域内	5	××駅 E1出口	50	10	0.無	0.無
8	〇〇駅前ポート	1.都市機能誘導区域内	6	〇〇駅 南口	90	5	0.無	0.無
9	△△公園ポート	1.都市機能誘導区域内					0.無	0.無
10	〇〇団地ポート	1.都市機能誘導区域内					0.無	0.無
11	△△店前ポート	0.都市機能誘導区域外					0.無	0.無

単一のシェアサイクルポートで、条件を満たす場合（①都市機能誘導区域内にあって、②同一の誘導施設又は旅客施設から半径150m以内の車輪止め装置の数の合計が25以上で、③自転車に充電するための設備を有する）

自転車駐車場が誘導区域外の場合、付近の誘導施設・旅客施設が150m以上の場合は入力しないでください

都市機能誘導区域内において10以上の自転車駐車場を用いて行う事業

複数のシェアサイクルポートで、条件を満たす場合（①都市機能誘導区域内にあって、②同一の誘導施設又は旅客施設から半径150m以内の車輪止め装置の数の合計が25以上で、③自転車に充電するための設備を有する）

1ポートにつき複数の誘導施設・旅客施設から150m以内となる場合、**行を分けて記入**してください

③自転車に充電するための設備を有さないため**対象外**

【別添2－4】

税制特例の適用を受けようとする事業において用いられる、情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステムの表示画面

画像イメージ

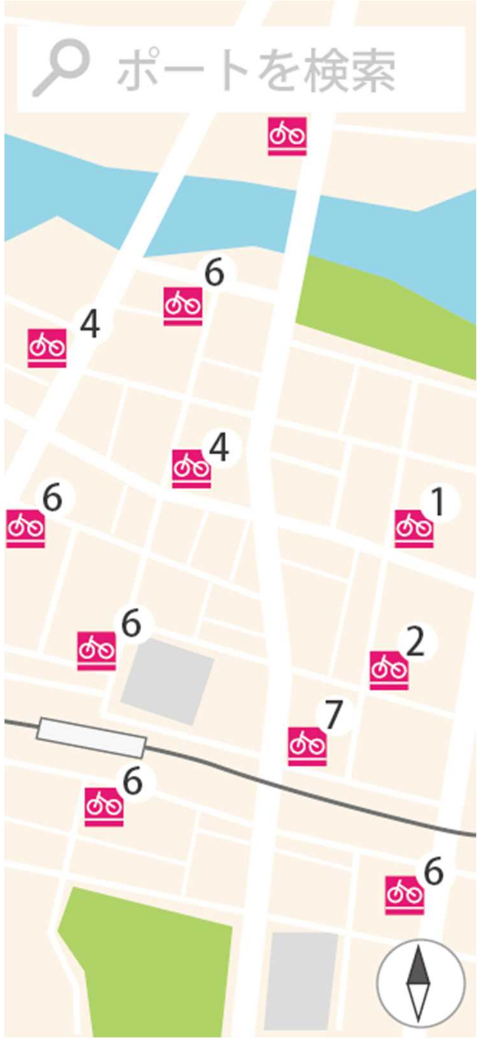

着工前及び竣工写真（自転車については、自転車駐車場に設置されている状態の写真）	
＜着工前＞	＜竣工＞

・対象償却資産の明細

a	b	c	d	e	f	g	h	i
対象償却資産が存在する自転車駐車場のNo	aの自転車駐車場名	償却資産の名称	取得価格（1個あたり）（円）	数量	取得価格（計）（円）	耐用年数	取得年月	備考
数値を入力 注)償却資産が自転車の場合記入不要 注2)別添2-3の番号と整合させること	**記入（〇〇ポート　等）** 注)自転車の場合記入不要 注2)別添2-3の名称と整合させること	**品目を記載** 注)品目ごとに行を分けて記載すること	**数値を入力** 注)単価が異なる場合行を分けて記載すること	**数値を入力**	**数値を入力**	**数値を入力**	**数値を入力**	**必要に応じて記載**
例	(仮称)第一〇〇ポート	ラック	25,000	20	500,000	10	令和3年3月	

記入例

・対象償却資産の明細

税制特例の措置の適用を受けようとする償却資産の明細を記載すること

a	b	c	d	e	f	g	h	i
対象償却資産が存在する自転車駐車場のNo	aの自転車駐車場名	償却資産の名称	取得価格（1個あたり）（円）	数量	取得価格（計）（円）	耐用年数	取得年月	備考
—	—	自転車	200,000	40	8,000,000	2	令和●年●月	
1	(仮称)第一〇〇ポート	ラック	25,000	20	500,000	10	令和●年●月	
1	(仮称)第一〇〇ポート	ガード	300,000	1	300,000	10	令和●年●月	
1	(仮称)第一〇〇ポート	充電装置	100,000	20	2,000,000	10	令和●年●月	
1	(仮称)第一〇〇ポート	登録機	1,200,000	1	1,200,000	10	令和●年●月	
3	(仮称)△△バスターミナル前ポート	ラック	25,000	8	200,000	10	令和●年●月	
3	(仮称)△△バスターミナル前ポート	雨よけ	600,000	1	600,000	3	令和●年●月	
3	(仮称)△△バスターミナル前ポート	充電装置	100,000	8	800,000	10	令和●年●月	
6	□□デパート前ポート	ラック	25,000	20	500,000	10	令和●年●月	
6	□□デパート前ポート	看板	70,000	1	70,000	10	令和●年●月	

自転車の場合記載不要

第６条第８０項
一　自転車（人の力を補うため電動機を用いるもの）
二　自転車駐車器具（①都市機能誘導区域内にあって、②同一の誘導施設又は旅客施設から半径150m以内の車輪止め装置の数の合計が25以上で、③自転車に充電するための設備を有する自転車駐車場に設置されるもの）